

令和5年度草加市子ども教育連携教員（会計年度任用職員） 随時募集要項

草加市では、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校の連携を推進しています。

この幼保小中の連携を推進するに当たり、中学校の教員による小学校への乗り入れ授業を実施するために、勤務校となる中学校や近隣の小学校で授業を行ったり、他の幼保小中との連絡・調整などを誠実に行ったりする、子どもが大好きで教育への情熱がある中学校の先生を募集します。

1 受験資格

- (1) 中学校教諭の国語、数学、理科、保健体育、外国語（英語）の普通免許状（専修、1種、2種）を所有又は令和5年3月31日までに取得見込の者
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者

2 任用予定者数

若干名

3 応募手続き

- (1) 申込書類

〔共通〕

- ① 会計年度任用職員申込書（市ホームページから取得可能）
- ② 教員免許状の写し（両面に記載がある場合は両面の写し）

〔該当する場合〕

- ③ 教員免許取得見込証明書（令和5年3月31日までに取得見込の場合）

※ 上記書類のほかにも書類の提出を求める場合があります。

- (2) 申込期限

随時申込受付（任用予定人数に達し次第、申し込みを締め切ります。）

- (3) 申込方法・申込先

申込方法	申込先
郵送	〒340-8550 草加市高砂1-1-1 草加市教育委員会 子ども教育連携推進室 宛
持参	草加市高砂2-1-7 ぶぎん草加ビル4F 草加市教育委員会 子ども教育連携推進室

4 選考試験の日時・会場・方法

(1) 試験日時

提出書類の受付時にお知らせします。(郵送の場合は記載された連絡先にご連絡します。)

(2) 試験会場

草加市教育委員会 会議室

草加市高砂 2-1-7 ぶぎん草加ビル 4階

(3) 試験方法

① 書類選考

② 個別面接試験(1人15分程度実施します。)

5 内定者の決定

(1) 受験者には、面接から2週間以内に選考結果を連絡いたします。

(2) 面接に合格した方は、次の書類を速やかに提出してください。

① 健康診断証明書(指定書式)

内定日から3か月以内に、同項目について受診した健康診断証明書があれば、原本又は写しを提出することが可能です。

② 戸籍抄本〔原本〕(教員免許状と姓が異なる方のみ)

(3) 提出書類に問題がなければ、内定となります。内定者には、内定の通知を郵送いたします。また、任用者のオリエンテーションを3月下旬に開催します。

(4) 次の項目に該当する場合は、内定取り消しとなります。

① 提出書類等に虚偽があった場合

② 教員免許状取得見込の者が、免許を取得できなかった場合

③ 免許更新確認が必要な者が、手続きを完了しなかった場合

④ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当することになった場合

6 任用条件

(1) 職名(身分)

子ども教育連携教員(市費負担によるフルタイムの会計年度任用職員)

(2) 任用期間

令和5年(2023年)4月1日(土)から令和6年(2024年)3月31日(日)まで

※ 採用から1か月間は条件付採用期間となります。

※ 任用期間満了後、翌年度も子ども教育連携教員を募集する場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。なお、期間を定めた任用であり、次年度以降の任用を保障するものではありません。

(3) 勤務場所

市立中学校のうち、いずれか1校及び近隣の市立小学校1~2校

(4) 職務内容

小・中学校で次のような業務を行います。

- ① 教科指導
- ② 幼保小中の連携に関する連絡調整等の業務
- ③ 生徒・進路・保健指導等
- ④ 所属長が定める職務等の分担

- ※ 学級担任は受け持ちません。
- ※ 勤務時間外の部活動指導は受け持ちません。
- ※ 宿泊を伴う出張は命じられません。

(5) 勤務日

- ① 週5日（原則として、勤務校の課業日数と同様になります。）
- ② 日曜日及び土曜日は週休日となります。
- ③ 国民の祝日等の休日は、特に勤務が命じられない限り勤務することを要しません。
 - ※ 年数回実施するサタデースクール等、週休日に勤務を命じられる場合があります。

(6) 勤務時間

- 1日につき7時間45分勤務（休憩時間45分）
- ※ 7時間45分を超える勤務（時間外勤務）は命じられません。

(7) 給与

- ① 月給215,800円（地域手当込228,748円）
- ② 地域手当、期末手当、通勤手当、退職手当有り
 - ※ 常勤職員と同様に通勤手当を別途支給します。
 - ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を6月及び12月に支給します。
 - ※ 一定条件下で6月を超えて勤務した場合、市町村職員退職手当条例が適用されます。

(8) 社会保険

- ① 雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険（40歳以上）への加入手続きは市で行い、事業主と折半した本人負担分を給与から控除します。
- ② 市町村職員退職手当条例が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
- ③ 埼玉県公立学校共済組合に加入します。

(9) 給与の支払方法

- 支払方法は当月21日払いを原則とし、口座振り込みとします。
- ※ 21日が休日の場合は、直前の課業日が振り込み日になります。

(10) 服務

- ① 地方公務員法（第32条から第38条）及び草加市職員服務規則に定めるところによります。
- ② 草加市教育委員会による服務の監督を受けます。
- ③ 職務内容に関わる全般的な指示は勤務校の中学校が行います。小学校での勤務時間中は小学校が指示を行います。

(11) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇、介護休暇 等

※ 年次有給休暇は、任用の日から6か月間継続勤務後、10日付与します。付与日数は、勤務期間により異なります。

※ 休暇の種類によっては、取得に一定の要件を満たす必要があります。

※ 有給休暇と無給休暇があります。

(12) 健康診断

任用期間中に1回、受診していただきます。(無料)

(13) 災害補償

公務上及び通勤途上における災害については、関係法令等により補償します。

(14) 懲戒

草加市の一般職員の例を適用します。

(15) 退職

① 任用期間を満了し、かつ次年度に子ども教育連携教員として任用されない場合、退職となります。

② 自己都合による場合は、退職しようとする日の1か月前までに届けてください。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

7 その他

(1) 提出された書類は、理由に関わらず一切返却しません。

(2) 任用条件等は予定です。令和5年度予算の成立後、正式に決定します。

8 問合せ先

草加市教育委員会	子ども教育連携推進室
住 所	〒340-0015 草加市高砂2-1-7 ぶぎん草加ビル4階
電 話 番 号	048-922-3494 (直通)
F A X 番 号	048-928-1178
E - m a i l	kodomorenkei@city.soka.saitama.jp